

兵庫県公報

平成25年4月1日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 県道路線認定に関する告示等の表記の整理に関する規程（道路保全課）	1

告示

兵庫県告示第546号

県道路線認定に関する告示等の表記の整理に関する規程を次のとおり定める。

平成25年4月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

第1条 昭和34年兵庫県告示第692号（県道路線認定に関する告示）の一部を次のように改正する。

表中

「

七〇	養父朝来線	養父市		
		朝来市		

」

を

「

七〇	十二所澤線	養父市十二所		
		朝来市澤		

」

に、

「

二七六	山田浜坂線	美方郡香美町村岡区山田		
		美方郡新温泉町浜坂		

」

を

「

二七六	山田新温泉線	美方郡香美町村岡区山田		
		美方郡新温泉町		

」

に、

「

二八八	福岡養父線	美方郡香美町村岡区福岡		
		養父市		

」

を
「

一八八	福岡出合線	美方郡香美町村岡区福 岡		
		養父市出合		

に改める。

第2条 昭和41年兵庫県告示第150号（県道路線認定に関する告示）の一部を次のように改正する。

表中

「

四八	養父波賀線	養父市		
		兵庫県波賀町		

を

「

四八	大屋波賀線	養父市大屋町		
		兵庫県波賀町		

に改める。

第3条 昭和47年兵庫県告示第427号（県道の路線の認定）の一部を次のように改正する。

表中

「

6	物部養父線	朝来市物部	朝来市和田山町	
		養父市		

を

「

6	物部藪崎線	朝来市物部	朝来市和田山町	
		養父市藪崎		

に改める。

第4条 平成6年兵庫県告示第586号の10（県道の認定）の一部を次のように改正する。

表中

「

87	養父小代線	養父市		
		美方郡香美小代区		

を

「

87	関宮小代線	養父市関宮		
		美方郡香美町小代区		

に改める。